共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 　長野市長　荻原健司　発注に係る　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　業務委託　（以下、単に「受託業務」という。）

(2) 前号に付帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業体は、　　　　　　　　　　　共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、の契約の履行後　　か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

会社名

所在地

会社名

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　 　　 　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、受託業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担受託額）

第８条　各構成員の受託業務の分担は、次のとおりとする。ただし、受託業務について発注者と契約内容の増減変更があった場合は、それに応じて分担の変更があるものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社

２　前項に規定する分受託額については、運営委員会で定める。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに受託業務の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、受託業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担受託業務の進捗を図り、受託業務の履行その他の受託業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　　とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の負担）

第12条　構成員は、その分担受託のため、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の割合）

第13条　本受託業務の履行中に発生した共通の経費等については、分担受託額の割合により運営委員会において各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条　構成員がその分担受託に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第10 条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（履行途中における構成員の脱退に関する措置）

第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が受託業務を完了する日までは脱退することができない。

　（履行途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第17条　構成員のうちいずれかが履行途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担受託業務を履行するものとする。

（代表者の変更）

第17条の２　代表者が脱退した場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、当該受託業務について種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合には、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　外　　　　者は、上記のとおり　　　　　　　　　　　　　　共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し各自所持するものとする。

　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　共同企業体代表者　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　商　　　号

　　　　　　　　　　　　　代　表　者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

共同企業体構成員　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　商　　　号

　　　　　　　　　　　　　代　表　者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞